

保国発第 0709 第 1 号  
保高発第 0709 第 1 号  
平成 24 年 7 月 9 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

外国人に対する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の適用について

外国人に対する国民健康保険の適用については、平成 16 年 6 月 8 日付け保国発第 0608001 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知により、その基準を示しているところである。

今般、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 7 号。以下「改正省令」という。）及び国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 103 号）が平成 24 年 7 月 9 日から施行されるとともに、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 23 号。以下「改正告示」という。）が同日付で適用することとされ、改正の趣旨及び内容は「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 24 年 1 月 20 日付け保発 0120 第 2 号）にて通知しているところである。

また、改正後の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いは下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知を徹底されたい。

なお、「外国人に対する国民健康保険の適用について」（平成 16 年 6 月 8 日付け保国発第 0608001 号）は廃止することとする。

## 記

### 第一 国民健康保険又は後期高齢者医療制度の適用対象

1. 国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国保又は後期」という。）の適用対象となる外国人は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の45に規定する外国人住民とすること。具体的には、
  - ①中長期在留者
  - ②特別永住者
  - ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
  - ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること。（詳細については、住基法及び改正省令参照。）
2. 在留期間が三月以下であっても、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料（当該在留資格をもって行う活動の内容及び期間等を証する文書等）（別表参照。）により、在留期間の始期から起算して三月を超えて本邦に滞在すると認められる者も、国保又は後期の適用対象となること。（詳細については改正告示参照。）
3. 国保又は後期の被保険者資格を有している者が、在留期間の更新をした結果、住基法第30条の45に規定する外国人住民でなくなったとしても、更新後の在留期間は、引き続き、国保又は後期の資格を有すること。
4. 在留資格を有しない、いわゆる不法滞在の外国人については、国保又は後期の適用対象とはならないこと。

### 第二 被保険者資格の取得時期等

1. 国保又は後期の被保険者資格の取得時期は、適用除外要件に該当しなくなった日であること。

なお、国保又は後期の被保険者が、他の住所地へ転出した場合は、転出先の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者が転入した日から被保険者資格を適用すること。

2. 国保又は後期の被保険者資格の喪失時期は、適用除外の要件に該当することとなった日の翌日であること。

なお、住基法第 30 条の 50 に基づく法務省の通知により、外国人住民の住民基本台帳が削除された場合には、当該外国人住民の国保又は後期の被保険者資格についても、職権により資格喪失させて差し支えないこととする。この場合の資格喪失時期は、当該通知により外国人住民の住民基本台帳が削除された日の翌日であること。

3. 外国人被保険者に係る資格喪失の確認については、平成 4 年 3 月 31 日付け保険発第 40 号厚生省保険局国民健康保険課長通知「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」に準じた取扱いを行うこと。

取扱いに際しては、当該外国人が再入国許可を得て、出国している場合があるので、当該外国人の在留期限等について十分に確認すること。

### 第三 外国人に対する国保又は後期の周知

外国人に対する国保又は後期の周知徹底、適用の適正化を図るため、住民基本台帳担当部門と連携し、住民基本台帳担当窓口において外国人住民用説明パンフレットを配布する等制度の周知徹底に努めること。

(別 表)

在留資格	資 料
興行	活動の内容及び期間を証する文書 (招へい機関との契約書等)
技能実習	活動の内容及び期間を明らかにする資料 (活動を行う機関が作成した資料等)
家族滞在	左記の在留資格を有する者を扶養する者の在留資格及び 在留期間を明らかにする資料
特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料